

自分らしく生きるために  
～市民が市民を支える社会をめざして～

## 成年後見制度と法人市民後見活動



## 認定NPO法人東葛市民後見人の会

本部 千葉県我孫子市湖北台 6 - 5 - 20

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

## ご挨拶

平素は 当会業務について格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会は、平成 23 年 2 月の設立以来、千葉県北西部の東葛 6 市（我孫子市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、松戸市）において、ボランティア精神と社会貢献という 2 つの理念のもとに、成年後見制度をとおして「市民が市民を支える」社会の実現をめざしてまいりました。これまで、講演会や講習会などの成年後見制度の普及・啓発活動、市民後見人養成講座、専門実務研修などを開催するとともに、無料相談会、法人後見活動などの実践活動にも積極的に取り組んでまいりました。

こうした幅広い「市民の社会貢献活動」が認められ、当会は、平成 26 年 3 月に千葉県知事から認定 N P O 法人という公益性の高い団体に認定されました。ひとえに行政当局をはじめ関係諸団体、地域社会の皆様の温かいご支援・ご協力の賜物と感謝しております。

認定 N P O 法人とは、「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」（特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項）に基づき認定を受けた法人をいい、その法人への寄附をした個人や法人は寄附金控除等の特例の適用を受けることができるとされています。また、この認定の基準は法令で、①多くの市民から支えられているか、②組織運営が適正に行われているか、③自らの情報を広く公開しているかといった観点から、できる限り客観的に判断することとされています。現在、千葉県内には N P O 法人が 1985 社（平成 27 年 12 月末）ありますが、このうち認定 N P O 法人はわずか 27 社（同）にすぎません。当会は、このように高いステータスをいただいていることをふまえ、一段と公益性、倫理性の高い活動団体をめざしてまいりたいと考えております。

当会が認定 N P O 法人の取得をめざした理由は二つあります。第一に公益性の高い団体であると客観的に評価されることは、行政当局・家庭裁判所・地域社会との信頼関係を醸成する上で有益であること、第二に認定取得によりご寄付を受けいれやすい環境が整うことは、法人としての存続性、財務基盤の安定を図る上で効果的であること、です。

当会は、認定 N P O 法人取得を機に、平成 26 年 6 月、各界の皆様にご理解をいただくための広報資料を発行いたしました。その後の事業展開や情勢変化を考慮し、このたび第三版を作成しました。ご高覧をお願いいたしますとともに、今後とも当会に対し特段のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげてご挨拶いたします。

平成 28 年 3 月

認定 N P O 法人東葛市民後見人の会

理事長 星野 征朗

## 目 次

日本社会の現状は	P3
成年後見制度のしくみ	
1 成年後見制度とは	P3
2 法定後見制度	P3
3 任意後見制度	P7
成年後見制度の現状と問題点	P9
「市民が市民を支える」社会システム構築の必要性—法人市民後見の意義	P9
市民後見活動に関する疑問についての当会の考え方	P10
「認定NPO法人東葛市民後見人の会」について	P14
当会へのご入会とご利用のご案内	P18

## 日本社会の現状は

日本社会は今、急速に進む少子高齢化、核家族化、人口の減少などの大変動に直面し、一人暮らしの高齢者、身寄りのない高齢者が急増しています。2014年4月11日、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」によると、世帯主が65歳以上の高齢世帯の比率は2010年に31.2%（実績）のところ、2035年には40.8%（推計）に高まるとされています。また、高齢世帯に占める一人暮らしの方の割合は2010年の30.7%（実績）が2035年には37.7%（推計）になるとされています。首都圏の中では千葉県でこの傾向が特に著しく、高齢世帯の比率は2010年の29.5%（実績）から2035年には40.7%（推計）に増加し、首都圏では唯一40%を超えるとの見通しとなっています。

また、超高齢社会の象徴ともいわれる認知症高齢者は、すでに462万人に達したとされ（厚生労働省の推計）、振り込め詐欺など悪徳商法の被害にあい、生活面で困難を抱える方も少なくありません。全国の警察が平成27年に把握した特殊詐欺の被害額は476億円にのぼっています（同庁HP）。少子化のため、介護にあたる親族の肉体的・精神的負担も大きくなっており、親族に依存しない高齢者の支援システムを構築していくことが急務となっています。さらに、都市部を中心に介護施設が大幅に不足すると見込まれており、今後は在宅の高齢者をどのように支援していくかが重要な課題となっています。高齢者だけでなく、55万人にのぼる知的障害者、320万人にのぼる精神障害者も、「親亡きあと」の深刻な悩みを抱えており、このような方々への地域社会の支援システムを築いていくことも大きな課題となっています。

## 成年後見制度のしくみ

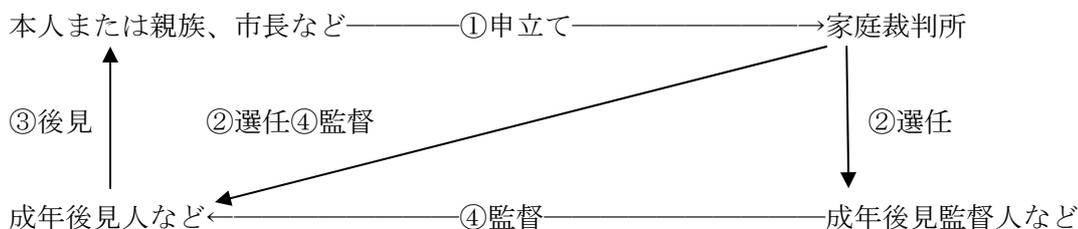
### 1 成年後見制度とは

急速に進む社会の高齢化等に対処するため、平成12年度に介護保険制度とともに成年後見制度がスタートしました。**成年後見制度**とは、精神上的の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、本人に代わって、法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるように保護し、支援する制度です。この制度には法定後見制度と任意後見制度があり、いずれの制度を選択するかは、基本的に当事者に委ねられています。ただ、任意後見の登記がなされている場合は、法定後見の審判は原則できないこととされています（任意後見優先の原則）。

### 2 法定後見制度

<法定後見制度とは>

**法定後見制度**は、判断能力が不十分な状態にある**本人**（成年被後見人、被保佐人、被補助人）について、本人、親族、市区町村長などの申立てにより、家庭裁判所が適任と認める者を**成年後見人等**（成年後見人、保佐人、補助人）に選任する制度で、**民法**に基礎をおくものです。家庭裁判所の審判によって成年後見人等に法的に権限が与えられることから、「法定後見」と呼ばれています。場合により成年後見人等を監督する成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）が選任されることもあります。なお、成年後見人等には、個人が選任されるだけでなく、法人も選任されることが可能とされており（法人後見、民法843条4項かつこ書）、当会のようなNPO法人が選任される事例も増えてきています。



法定後見制度は、本人の判断能力に応じて次の3つの類型があります。

#### ①後見類型

判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする場合。

家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人（成年被後見人）を代理して、ほとんどの法律行為を行います。被後見人がした日常生活に関する行為以外の行為については、被後見人・後見人は取り消すことができます。

なお、成年後見人を監督する成年後見監督人を家庭裁判所が選任する場合があります。

#### ②保佐類型

判断能力が著しく不十分な方を対象とする場合。

借金をするなど民法13条1項に定められた重要な法律行為については、家庭裁判所が選任した保佐人が同意した場合にだけ、本人（被保佐人）はすることができ、保佐人の同意が必要な行為につき、同意なしに被保佐人がした場合には、被保佐人・保佐人は取り消すことができます。

また、家庭裁判所が認めた代理権の範囲で保佐人が本人を代理することができます。

なお、保佐人を監督する保佐監督人を家庭裁判所が選任する場合があります。

#### ③補助類型

判断能力が不十分な方を対象とする場合。

民法13条1項に定められた法律行為の一部について、家庭裁判所が認めた範囲で、家庭裁判所が選任した補助人が同意した場合にだけ、本人（被補助人）はすることができ、補助人の同意が必要な行為につき、同意なしに被補助人がした場合には、被補助人・補助人は取り消すことができます。また、家庭裁判所が認めた代理権の範囲で補助人が本人を代理することができます。

なお、補助人を監督する補助監督人を家庭裁判所が選任する場合があります。

#### <法定後見の場合の成年後見人等の職務>

**成年後見人等**（成年後見人、保佐人、補助人）は、**本人**（成年被後見人、被保佐人、被補助人）の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の職務ではありません。

成年後見人は本人の代理人として以下のような職務を行います。保佐人、補助人は家庭裁判所が認めた代理権の範囲で本人を代理することになります。

#### ○本人の財産管理に関する職務

- ・年金や生活保護費を請求し、受領すること

- ・預貯金を管理すること（払戻し、預入れ等）
  - ・不動産等を管理すること。（重要な不動産の処分は家庭裁判所の許可を要する。）
  - ・本人を代表して遺産分割に参加すること など
- 本人の身上監護に関する職務
- ・本人が住む住居の確保に関する契約を締結し、費用の支払をすること
  - ・健康診断等の受診、治療・入院等に関する契約を締結し、費用の支払をすること
  - ・福祉施設への入居契約を締結し、費用を支払うこと
  - ・介護サービス等の利用手続をすること
- 家庭裁判所等への報告
- ・法律に基づき、定期的な後見事務について家庭裁判所に報告することとされています。成年後見（保佐、補助）監督人が付されている場合には、監督人に対して報告することになります。

#### <法定後見の手続>

法定後見制度を利用する場合には、申立権者が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して成年後見人の選任を申立て、家庭裁判所の審判により成年後見人を選任してもらう必要があります。

（申立てができる主な人）

- ①本人、配偶者、4親等内の親族
- ②未成年後見人、保佐人、補助人等
- ③任意後見受任者
- ④市区町村長・・本人に配偶者や4親等内の親族がいないとき、または親族がいても音信不通の状況にあるなどの事情により申立てを期待できないとき

#### (1)後見開始等の審判の申立て

申立てにあたっては、本人の判断能力、日常生活、経済的状況を把握するとともに、医師から診断書を取得し、本人・後見人候補者の戸籍謄本等の書類を準備して家庭裁判所に提出します。

#### (2)調査・鑑定・審問

家庭裁判所による本人との面談、親族の意向確認、医師による精神鑑定などが行われます。

#### (3)審理・審判

家庭裁判所が、申立書等の書類、鑑定結果、本人及び親族の調査結果を総合的に検討し（審理）、①後見等の開始、②後見人等の選任について決定します（審判）。審判書謄本が関係者（成年後見人等及び本人）に郵送されます。

#### (4)審判の確定と登記

審判に不服のある本人・配偶者等は2週間以内は不服申立てができますが、それを経過すると審判が確定し、家庭裁判所から東京法務局に登記が囑託されます。以後、成年後見人等の活動が開始されます。

（法定後見開始の審判の申立てに必要な費用）

申立費用 800 円、登記手数料 2600 円、連絡用の郵便切手代のほか、後見と保佐で鑑定が必要となる場合は鑑定料（事案によって異なるが、ほとんどの場合 10 万円以下）を家庭裁判所に納付します。なお、保佐人に代理権を付与する審判や補助人に同意権を付与する審判を同時に

することなどについて別途費用がかかります。このほか、申立てにあたっては戸籍謄本・登記事項証明書、医師の診断書などの書類が必要となるので、これらを手手するための費用も別途がかかります。

(後見報酬) 成年後見人に支払われる報酬は、家庭裁判所が被後見人の経済力等を考慮し、決定します。

<法定後見制度はどのような場合に利用されるか>

(1)法定後見制度は、たとえば以下のような場合に利用されます。

(事例A)

Aさん(80歳)は一人暮らしをしており、体はしっかりしているが、最近、認知症が進み、物忘れが多くなり同じ物を何度も購入している。親族はいるが遠方に居住しており、頻りに訪問することが難しい。

⇒親族が家庭裁判所に成年後見の申立てをし、適任者を後見人に選任してもらう。

(事例B)

Bさん(75歳)は、障害がある子供(45歳)の面倒をみてきたが、自分も高齢になり、いつ要介護状態になるかわからないし、自分が亡くなった後、子供のお世話をお願いできる人も親族にはおらず、悩んでいる。

⇒Bさんが家庭裁判所に成年後見の申立てをし、子供のために適任者を後見人に選任してもらう。

(事例C)

Cさん(80歳)は、一人暮らしをしているが、認知症が進み、最近では詐欺商法の被害にもあっている。親族がおらず、だれが成年後見の申立てをするか、地域の人々も困っている。

⇒Cさんの居住地の市長が家庭裁判所に成年後見の申立てをして、適任者を後見人に選任してもらう。

(2)法定後見制度を利用すると、以下のようなことが可能になります(事例A)。

Aさんの後見人は、Aさんの立場にたって

①定期的に訪問し、日々の暮らしを見守ります。そのことで、Aさんの孤独感を和らげるとともに、健康状態を観察することで医療を受ける必要がないかの判断をします。また、生活状態を観察して、悪徳商法の被害にあうことを防ぎ、Aさんの財産を守るように支援します。

②Aさんが要介護又は要支援状態になったとき、介護サービスを受けられるよう、後見人が必要な手続をします。

③Aさんが不必要な契約をしたときには、後見人はその契約を取り消します。

④Aさん名義の預金、不動産などの財産管理をします。

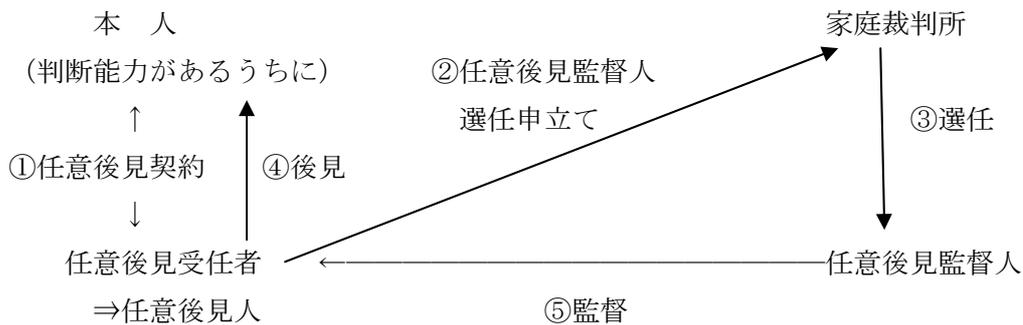
このようにすることで、Aさんは遠方の親族に頼らなくても、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができます。

### 3 任意後見制度

<任意後見制度とは>

**任意後見制度**は、本人（**委任者**）が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（**任意後見受任者**）に、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に、本人の生活、療養看護や財産管理に関する事務を委託し、その事務について代理権を与える契約（**任意後見契約**）を、公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。この制度は、「**任意後見契約に関する法律**」に基礎をおきます。

後見する人（**任意後見人**）の選定とその権限は全て任意の契約で定めるため、「任意後見」と呼ばれます。また、判断能力の低下がみられ、任意後見開始が必要となったら、家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任された後に、任意後見受任者は任意後見人となり、その職務を開始します。



<任意後見の手続>

任意後見制度を利用する場合には、以下のような流れとなります。

(1)本人と任意後見受任予定者が話し合いをして、信頼関係を築くとともに、本人が希望する支援の内容など、任意後見受任者に代理権を付与する内容（依頼する内容）を決定します。この契約書案には、「家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から契約の効力が発生する」旨の特約を付すことが義務付けられています（任意後見契約に関する法律2条）。

(2)公証役場で公正証書による任意後見契約を締結します（任意後見契約に関する法律3条）。

契約は、公証人の関与により適法かつ有効な契約の締結を担保するため、公正証書によることが義務付けられています。このため、以下の書類が必要になります。

本人：印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票 任意後見受任者：印鑑登録証明書、住民票

(3)公証人からの嘱託により、すべての任意後見契約は法務局で登記されます。

(4)判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てます。申立権があるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

(5)任意後見監督人が選任された段階で、任意後見受任者は任意後見人となり、その職務がスタートします。後見人の職務内容は、前述のとおり、任意後見の委任者と受任者の契約によります。

(任意後見契約公正証書の作成に必要な費用)

公正証書作成の基本手数料 11000 円、登記嘱託手数料 1400 円、登記印紙代 2600 円、

本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など。

(後見報酬)

本人と任意後見受任者が話し合い、決定して契約書に記載します。当会のような法人市民後見人が任意後見人になる場合は、専門職後見人に比べてボランティアな報酬での対応が可能です。

## <任意後見制度はどんな場合に利用されるか>

### (1)任意後見契約の類型

- ①将来型：将来、自己の判断能力が低下した時点で初めて任意後見監督人による保護を受けようとする場合
- ②移行型：委任者が契約締結時に受任者に財産管理等の事務を委任し、自己の判断能力が低下した後は、任意後見人として事務処理を続けてほしい場合
- ③即効型：軽度の認知症等の状態にある人（法定後見補助類型に該当）が法定後見よりも任意後見による保護を選択し、契約締結時から契約の効力を発生させる場合

### (2)任意後見を活用する事例として、たとえばつぎのような場合が考えられます（移行型の場合）

Dさん（75歳）は、5年前に妻が死亡し、その後は一人暮らししており、子供はいない。厚生年金を受給しており、現役時代に蓄えた資産もあるので、生計は一応成り立っている。現在は家事等は一人でできるが、病気を持っており将来が不安である。兄弟はいるが、遠方に居住しているため、頼る気持ちにはなれない。いずれは面倒をよくみてくれる施設に入居したい、また、自分が亡くなったら葬式・納骨をしてもらい、親族に相続財産を引き渡してほしいと思っている。⇒生前の事務委任契約、任意後見契約（公正証書）、死後の事務委任契約を任意後見受任者と締結する。事務受任者（任意後見受任者）が週一回本人を訪問するとともに、本人と二人でサービス付高齢者向け住宅などを訪問し、適当な施設を探す。

### <備考>

**任意後見契約**は、本人の判断能力が低下した場合に、任意後見受任者などが家庭裁判所に**任意後見監督人**の選任を申立て、それが選任されたときに初めて有効になり、任意後見受任者は正式に**任意後見人**となって後見事務が始まります。しかし、本人の判断能力が低下し、監督人の選任の申立てをする必要があるかどうかは、任意後見受任者が本人を定期的に訪問し、生活や健康状態に変化がないかを観察しなければ判断することはできません。また、本人の判断能力は低下していないとしても、病気やけがで自分のことを自分でできなくなるという事態も起こり得ます。このため、通常、任意後見契約とともに、**継続的な見守りや財産管理に関する委任契約**を公正証書で締結し、任意後見契約が発効する前から任意後見受任者に事務を委託することが行われています。このようにすることによって、任意後見開始の必要が生じたときに、委任契約から任意後見契約にスムーズに移行することができるようになります。

また、法定後見制度における成年後見人は本人の代理人なので、本人が死亡した後は代理権を失うため（民法111条1項1号）、本人の葬儀や遺産の処理などの死後事務を行うことはできません。しかし、これでは全く身寄りのない方や親族との関係が疎遠になっている方などは対処できなくなってしまいます。そこで、任意後見契約とともに、**死後事務委任契約**（葬儀の執行についての指示、納骨すべき寺院の指定、永代供養料の額の指示など）を締結することが行われています。また、死亡以前に重病になった場合などに本人が望む措置（希望する病院、延命措置の要否、自宅で最期を迎えたいなど）をあらかじめ示す「**いざという時の意思表示**」も公正証書の形で受任者に示すことが行われています。

### <任意後見の特徴と留意点>

任意後見は、本人と任意後見受任者との契約で成立するため、その内容もかなり弾力的に設定でき、当事者の手続面の負担も法定後見に比べ、かなり軽いといえます。さらに、法定後見の場合、被後見人が死亡することにより後見人の代理権が消滅するため、死後の事務を処理しにくいのに対し、任意後見の場合には当事者間で死後の事務についても委任契約を締結すれば依頼できるため、法定後見に比べ本人の多様なニーズを満たすことができるといえるでしょう。また、「自分らしく生きる」という成年後見制度の趣旨からすれば、自分の将来について熟慮した上、信頼できる人を自ら任意後見受任者（任意後見人）として選び、その人との信頼関係を築きつつ将来に備えるという点で、優れた制度といえるでしょう。さらに、法定後見の場合、すでに本人の判断能力が低下していることが要件となるため、後見人サイドとしても、その方のこれまでの経歴・考え方・生活習慣・親族関係などを熟知する余裕がないまま後見事務をスタートさせなければならないことがあるのに対し、任意後見の場合にはかなりの準備期間があると期待されますので、後見人側も体制を整えやすいといえます。このような事情から、今後はもっと任意後見制度が活用されてよいと考えられます。

他方で、家庭裁判所による後見人等の選任や監督というチェック機能が働く法定後見の場合と違い、任意後見受任者が不正行為を犯しても発見されにくいということがあります。また、任意後見監督人の選任を申し立てるべき人が任意後見受任者しかいないときに、申立てをしないで任意後見受任者が事務委任契約に基づき事務を処理し続けることも可能なため、この制度を利用するにあたっては当事者がよく検討し、高い倫理観を持つ人を任意後見受任者に選ぶ必要があります。

## 成年後見制度の現状と問題点

現状、介護保険の認定者は602万人に達している（平成26年12月末現在、厚生労働省「介護保険事業状況報告」）のに対し、成年後見制度の利用者はわずか18万人（同、最高裁判所「成年後見関係事件の概況」）に過ぎず、このために冒頭で述べた諸問題が生じているものと思われます。

これは、制度がよく理解されていないことや本人以外の者に財産管理を委ねることへの抵抗感もあるためと思われますが、いわゆる専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）は、その絶対数が少なく、財産管理が中心で身上監護の面が十分でないという事情もあるといわれています。また、親族や専門職が後見人になった場合、一部に被後見人の財産を私物化した事例も報じられています。「最高裁によると、10年6月～12年12月までの2年半で、後見人による横領などの不正は計1058件見つかっている。この9割以上が、親族の後見人による不正だ。・・・10年6月～12年12月に専門職による不正も26件起きている。昨年10月には、東京弁護士会の元副会長が、女性の定期預金を着服したとして、業務上横領の罪で実刑判決を受けた。」

（平成26年3月28日付朝日新聞「成年後見人の不正どう防ぐ」）

## 「市民が市民を支える」社会システム構築の必要性—法人市民後見の意義

もちろん、このような事例は一部に過ぎないのでありますが、成年後見人は別人格の被後見人の財産を管理するという重い責任を負うため、高度の倫理観をもって職務に当たらなければならないのはもとより、特定の個人が単独で受任するのではなく、組織的に（法人として）成年後見人を受任するこ

とにより相互監視が働き、被後見人の財産をより保護しやすくなると考えられます。また、専門職の場合、絶対数が限られる上、それぞれの職業上の業務にも注力しなければならないことから、身上監護について割く時間的余裕が足りなくなりがちなことが指摘されています。

このような問題を解決するため、**一般市民が成年後見制度の担い手となり、組織的に（法人として）成年後見人を受任し、地域で一人暮らしの高齢者や障害者などを支援する（法人市民後見）**社会システムを構築することが急務となっています。そのことによって、市民の立場でのきめ細かい身上監護が可能になり、また、個人が単独で受任する場合に比べると、組織的に対応できるようになるため成年後見活動の継続性が増すと考えられます。厚生労働省は、老人福祉法を改正し、平成 23 年度から「市民後見推進事業」をスタートさせ、財政支援、市民後見人の養成など成年後見制度の普及に本格的に取り組むようになりました。（千葉県では、千葉市、松戸市、柏市、習志野市などが事業を実施済みで、その他の市でも検討が進められています。）また、東京大学政策ビジョン研究センターは、平成 21 年から「東京大学市民後見人養成講座」を開催し、その修了生約 3000 名による市民後見活動が全国で進められています。東葛地域では、平成 22 年 7 月に同講座の修了生などが「東葛市民後見人の会」を設立し（23 年 2 月に NPO 法人、26 年 3 月に認定 NPO 法人取得）、東京大学内に本部を置く「地域コミュニティ後見プロジェクト」と緊密に連携し、市民後見人養成講座・講演会などの普及啓発活動、無料相談、法人後見受任などの活動を進めています。

## 市民後見活動に関する疑問についての当会の考え方

Q：成年後見業務は専門職がすべきであって、素人の一般市民が行うことに法律上問題はないのか。

A：民法は、847 条で未成年者、破産者など後見人となることができない者を定めていますが、それ以外の資格要件は定めておりません。つまり、特定の資格を有する人でなければ成年後見人になれないということはありません。被後見人の親族が成年後見人に選任されているのもこのためです。

そもそも、成年後見とは、精神上の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、本人に代わって、法的に権限が与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるように保護し、支援することです。すなわち、精神上の障害がなければ、本人が自ら行う法律行為の一部を、被後見人に代わって行うだけであり、社会経験を積んだ方であれば十分執行できると考えられます。ただし、自分のことであれば間違いがあっても仕方がないということになりますが、他人の財産を管理し身上監護にあたる以上、受任者として特別の注意義務が課せられ、高い倫理観をもって職務を遂行する責任があると考えます。

なお、精神上の障害がなく普通に生活している場合であっても、たとえば、相続に伴う不動産登記については司法書士などの専門職に依頼するのが普通です。また、民事訴訟を原告として提起したり、訴えられて被告となる場合も弁護士に依頼することが一般的です。しかし、これらについても、法律上、本人が自ら行うことができないとされているわけではありません。たとえば、相続に伴う不動産登記については、以下のとおり、相続人が申請する建前となっています。

不動産登記法 74 条 1 項

「所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

一 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人（以下略）」

司法書士法 3 条 1 項

「司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる業務を行うこ

とを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。 (以下略)

また、刑事訴訟では訴えを提起(=刑事処罰を求めること)できるのは検察官に限られています(刑事訴訟法 247 条)、応訴についてはかかる制限はありません。民事訴訟については、訴えの提起・応訴とも、かかる制限はありません。このため、実際に本人訴訟(=弁護士などの訴訟代理人を選任せず、本人が訴訟を行うこと)が行われた事例もあります。ただし、「法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。」(民事訴訟法 54 条 1 項)とされています。すなわち、訴訟代理人を立てるならば弁護士にしなければならぬというのが原則ということです。

登記や訴訟などの際に専門職を代理人に立てることが多いのは、一般的にその方が時間の節約になり、望んでいる結果を得やすいからです。成年後見人として市民後見人が活動する場合にも、すべてを後見人が行う必要はなく、問題によっては専門職に依頼することがあるのは当然です。当会は専門職との適切な協働関係の下に成年後見業務を進める方針であり、司法書士法人あすかフロンティア事務所及び我孫子あやめ法律事務所と顧問契約を締結して、困難事例にも適切に対応していくこととしています。

<備考>なお、「市民後見人」と呼ばれていますが、これは成年後見人を誰が担うかという担い手に着目して呼称されているもので、法令上の用語ではありません。「市民後見人」であろうが、「専門職」であろうが、成年後見人という立場に就任した以上は、法的には全く同じ権限と責任を負うこととなります。

また、当会は法人として成年後見人を受任(法人後見)したうえで、当会や東京大学の専門実務研修の修了者等の中で、当会が相当のスキルがあると認め、後見事務担当者として登録した会員の中から、被後見人の方の環境や性格なども考慮して適任者を後見担当者に任命し、被後見人の支援に当たらせることとしています。さらに、担当者が全くの個人として後見活動を行うのではなく、担当者が二人一組で被後見人の方の支援にあたり、さらにその活動を専門チームがサポートするシステムを採用しています。したがって、「市民後見人」=素人といった批判は、当会については全くあたらないものと考えます。

Q：市民が後見人になる場合には、公的機関が関与すべきではないか。

A：法定後見の場合、成年後見人に選任されるためには、申立人が家庭裁判所に希望する成年後見人候補者を提示し、家庭裁判所が選任した時点から成年後見人は法的な権限をもって後見業務にあたり、定期的に家庭裁判所に報告するなど家庭裁判所の監督下におかれます。すなわち、成年後見人は選任の際だけでなく、その業務執行についても強い規制・監督を受ける立場にあります。

また、身寄りのない高齢者で、市区町村長が申立人になる場合には、市区町村長が成年後見人候補者についても当然チェックした上で申し立てることになります。このようなケースについては、後見人としても、民法上の義務でないとしても、業務の執行状況を随時、市区町村長に報告することになります。このように、市民後見人が成年後見人に選任された場合、公的関与は十分に行われると考えます。

任意後見については、当事者間の契約で成立しますが、任意後見契約は公正証書によって締結することが義務付けられていますので、公証役場の公証人のチェックを受けることとなります。また、後見希望者の判断能力が低下して後見受任者が成年後見人として活動するためには、家庭裁判所に申立て、後見監督人を選任してもらう必要があります。このように任意後見についても、公的関与が図られています。

Q：市民後見人の会はボランティア団体なので、最後まで後見活動を責任をもってやれるのか。脱会者が増えたり、資金が続かなくて解散に追い込まれたりすることはないか。

A：成年後見業務は法的責任をもって行う職務であり、当会はそれをボランティア活動とは考えておりません。当会が法人として成年後見人を受任すれば、当会の会員がそれぞれ役割を分担して、財産管理や身上監護にあたります。当会には様々な経歴や立場の人が加入しておりますが、そのことによって会員の多様な能力が発揮され、きめ細かい後見業務の執行が可能になると考えています。

他方、当会はボランティア精神と社会貢献という理念のもとに主体的・自発的な市民後見活動を行うこととしていますが、これは「市民が市民を支える」社会をめざすという当会の理想にてらし、大変重要なことです。しかし、そのことによって、当会の被後見人に対する責務が疎かになるようなことがいささかもあってはならないと考えています。活動する中で個人的な事情から退会に至る方が出るとは避けられませんが、組織全体としてカバーできるよう、当会は、市民後見人養成講座などの普及啓発活動、専門実務研修を通じて後見業務の担い手を拡大することに努めています。

また、当会が存続していくためには財務基盤を確立することが重要であり、会員の拡大を初め、東葛各市、公益法人、独立行政法人等からの補助金、助成金の獲得に努めてきましたが、さらに平成26年3月、認定NPO法人を取得したことにより、ご寄付を受け入れやすくなりました。これらの努力を続け、当会は、人的・財務的に永続性のある団体として受任者としての責任を果たしてまいります。

Q：東京都品川区では、社会福祉協議会が成年後見人を受任し、その傘下でNPOや市民が後見活動を行うという方式をとっているが、かかる形式の方がバックがしっかりしているのではないか。

A：東京都品川区は、ご指摘のような方式で社会福祉協議会が成年後見センターを設立し、法人として成年後見人または成年後見監督人となり、多くの受任実績をあげています。このような方式も好ましいと考えられますが、それを実現するには社会福祉協議会がそれなりの組織・財政基盤を有することが必要なこと、社会福祉協議会を支援する自治体の積極的関与・財政的支援が不可欠と考えます。現状、社会福祉協議会は、訪問介護・配食サービスなどの福祉サービス、高齢者や子育て中の親子の集い（サロン活動）、ボランティア活動支援、募金活動、健康増進活動など多岐にわたる活動を行っておられるため、一般的には成年後見業務を専門に担当する人員の余裕がない場合が多いと考えられることに加え、自治体の財政事情もあり、この方式を採用できる場合は必ずしも多くないと思われまます。

当会では社会福祉協議会が果たしておられる社会的役割は大変大きなものがあると考えており、成年後見制度普及のため、市民後見活動についてもご支援・ご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えていますが、現状、すべての自治体において品川区のような方式が直ちに可能なわけではないため、全国的にNPO法人を主体とする市民後見活動が推進されてきたものと理解しています。

Q： 専門職に成年後見人を頼んだ場合と、市民後見人に後見を依頼した場合とでは、それぞれどのような利点があるか。

A： 専門職の方に依頼した場合には、相続、訴訟といった場面では、専門性が発揮されるという利点が考えられます。しかし、一般の方でも相続という問題に遭遇するのは、人生の中で1－2回という場合がほとんどではないでしょうか。また、自分が訴訟事件の当事者になるということは、人生の中で全く経験しない人も少なくありません。このような時には、一般の方でも司法書士や弁護士に代理人を依頼することがほとんどであり、成年後見でも同様の対処をすることになりますが、日常的でないことを想定して専門職の方をあえて後見人に依頼する必要はそれほどないと考えます。また、専門職の方は本来の業務を有しているため、成年後見業務、特に日常的な身上監護にどれだけ時間を割けるかという問題があります。さらに、必ずしも被後見人の住所の近くに事務所があるわけではないので、被後見人の状況を日常的に把握しにくいといった問題が考えられます。

この点、NPO法人などの市民後見人が民法843条4項に基づき法人として受任した場合（法人市民後見）には、複数の市民が役割を分担して、居住地の被後見人を定期的に訪問し、問題があれば組織的に検討して対処することが可能となりますので、被後見人にとっても安心感が得られやすいといえます。また、任意後見の場合、特に受任者の倫理性が強く要求されることは前述のとおりですが、①専門職の方が個人として受任した場合に比べ、法人市民後見として行う場合には、担当者が複数で、かつ組織内でも業務監査部門がチェックするため不正が起りにくい、②受任者が個人だと、その方が高齢化したり死亡した場合には任意後見事務をどのように引き継ぐかという問題が生じますが、法人市民後見として行う場合には、受任者はNPO法人で変わらず、内部で担当者を交代させるだけでよいので、任意後見がストップするということはありません。

ただ、当会としては、何でも当会だけで対応しようという考え方はとっておらず、問題に応じて専門職の方をお願いする場合もあることは前述のとおりで、専門職の皆様との適切な協働により成年後見を進めたいと考えております。

Q： 貴会に成年後見に関する個別の相談をした場合、どのように処理されるのか。受任してもらえる場合、貴会に支払う報酬・費用はどのようになるか。また、相談した事案、受任事案について、秘密はどのように保持されるのか。

A： 当会では各支部で無料の後見相談をしていますが、こういった場に寄せられた相談については、当会の専門実務研修修了などの基準を満たして「相談員」として登録された会員が承ります。そして、その場で回答できるものについてはお答えしますが、検討を要する事案については、当会の業務委員会に諮ったうえで、ご回答しています。さらに、相談者が当会に対し、成年後見人等として受任をしてほしいとの希望を示された場合には、あらためて業務委員会で審議したうえで理事会に付議し、受任の可否を決定します。

受任するとの方針を決定した場合には、相談者の方とご相談のうえ、法定後見を希望される場合には、適当な方に申立人となっていただき、家庭裁判所に対して当会を成年後見人等の候補者として後見等の申立てをしていただくことになります。これらの手続については、当会が積極的に支援いたします。そして、家庭裁判所が当会を成年後見人等として選任した場合には、当会の専門実務研修修了などの基準を満たし、「後見事務担当者」として登録した会員を、原則として2名で担当者として任命し、具体的な後見事務を務めさせていただきます。後見事務の執行にあたっては、

担当者に任せることなく、法人後見部が支援し組織的に問題の解決にあたるほか、専門的問題を含む場合には、顧問契約先とも相談しつつ、適切に対応することとしています。

任意後見については、当会と受任希望者との話し合いにより、任意後見契約、見守りなどの事務委任契約等の内容を確定し、公証役場で公正証書として契約締結した後、見守りなどの職務を開始することになります（本資料の任意後見制度の項をご参照）。

当会が受任させていただく場合、法定後見の報酬については、家庭裁判所が被後見人等の財産状況などを考慮して決定します。任意後見の報酬については、当会と委任者のお話合いにより決定することになりますが、当会は会員のボランティア精神によって支えられるNPO法人として、相対的に低廉なリーズナブルな対価をいただく方針であります。また、法定後見・任意後見のいずれの場合でも、後見事務担当者の交通費や各種事務を執行する上で必要となる費用については、実費をいただくこととなります。これらについては、個別のご事情によって異なってまいりますので、ご相談いただく際にお尋ねいただければと存じます。

また、当会では、ご相談いただいた案件、受任案件については、個人情報外部に漏えいしないよう厳格に管理することとしており、当該情報は担当者のほか、関係役員など限られた者にしか知らしめておりません。また、専門実務研修においても、法人市民後見を進めるうえでの倫理規範についての研修を必ず行うほか、相談業務、受任業務に当たる登録会員に対し、理事長あての「個人情報、秘密保持に関する誓約書」を提出させ、当会在籍中はもちろん、退会した場合でもこれを厳守すること、これに違反した場合には法的責任を負い、損害賠償に応ずる旨を誓約させています。

## 「認定NPO法人東葛市民後見人の会」について

### <概要>

設立 平成 23 年 2 月 15 日

目的 「この法人は、認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々及びご家族、関係機関や地域の市民に対して、市民による成年後見制度に関する事業を行い、地域の市民がお互いに支えあう新しいネットワーク（後見の社会化）を地域に構築し地域の福祉に寄与することを目的とする。」（当会定款第 3 条）

理事長 星野征朗

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20 電話・FAX 04-7187-5657

Email [Info@t-shimin-kouken.org](mailto:Info@t-shimin-kouken.org) URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 156 名(27/3 未現在、正会員 87 名、賛助会員 69 名)

会費等 正会員：入会金 1000 円、年会費 5000 円 賛助会員：年会費のみ 3000 円

### <設立以降の経緯>

平成 22 年 7 月 千葉県北西部東葛 6 市（我孫子、柏、鎌ヶ谷、流山、野田、松戸）の「東京大学市民後見人養成講座」の修了生などが、任意団体として当会を設立。

平成 23 年 2 月 特定非営利活動法人（NPO 法人）として設立登記。

以後、市民後見人養成講座、講演会の開催、成年後見に関する相談、法人後見受任などの活動を展開。

平成 24 年度 このような活動が評価され、公益財団法人損保ジャパン記念財団より NPO 基盤強化資金の助成を受ける。

平成 26 年 3 月 千葉県知事より認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）の認定を受ける。

（備考）認定 NPO 法人とは、「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」（特定非営利活動促進法 44 条 1 項）に基づき認定を受けた法人をいいます。その法人に個人が寄附をした場合には、申告により寄附金税額控除等の適用を受けることができ、法人が寄附した場合にも、申告により一定の範囲内で損金算入が認められます。

平成 26 年 8 月 独立行政法人福祉医療機構より社会福祉振興助成金を受ける。

平成 27 年 7 月 独立行政法人福祉医療機構より社会福祉振興助成金を受ける。

#### <活動の理念>

当法人は、以下の理念のもとに、成年後見制度を通して「市民が市民を支える」社会の実現をめざします。

- ①当法人は、ボランティア精神と社会貢献という理念のもとに、元気シニアや主婦などによる主体的・自発的な市民後見活動を行います。
- ②当法人は、認知症高齢者や知的・精神障害者に対する日常生活面の支援や権利擁護などの活動とおして地域福祉の向上に努めます。
- ③当法人は、「地域コミュニティ後見プロジェクト」との連携、行政など公的機関との連携、地域密着の 3 つの原則のもとに活動します。

#### <主な活動内容>

- ① 成年後見制度の普及啓発活動・・講演会、講習会、ビデオセミナーなど

毎年、当会全体として取り組む大規模な講演会を開催しています。

平成 23 年 10 月 第 1 部 「講談で学ぶ成年後見制度」神田織音師匠

第 2 部 特別講演「老後の安心を担う市民後見人」

東京大学政策ビジョン研究センター特任助教 宮内康二氏 参加者 290 名

平成 24 年 11 月 「堀田力が語る『自分らしく生きる』」

公益財団法人さわやか福祉財団理事長 堀田力氏 参加者 450 名

平成 25 年 11 月 「終末期医療の課題とあり方」土浦協同病院名誉院長藤原秀臣氏

参加者 440 名

平成 26 年 5 月 「市民が支えあうやさしいまち」

公益財団法人さわやか福祉財団理事長 堀田力氏 参加者 300 名

平成 26 年 11 月 「自分らしく生きる」～人間の尊厳を守る成年後見制度～

日本成年後見法学会理事長 新井誠氏

品川成年後見センター所長 斎藤修一氏 参加者 370 名

平成 27 年 11 月 「超高齢化社会における地域社会の在り方」～市民後見人に期待すること～

東京大学大学院教育学研究科教授 牧野篤氏 参加者 270 名



<平成 27 年 11 月、牧野先生の講演会風景>

このほか、各支部が中心となり、多くの講演会、講習会、ビデオセミナーを開催しています。また、公民館、自治会、町内会、社会福祉協議会、障害者団体などのご要請により、講座、講習会、勉強会に当会会員を講師として派遣しています。



<平成 27 年 10 月、弁護士遠藤先生の講演会風景（流山市）>

## ② 市民後見人養成活動

- ・市民後見人養成講座の開催（平成 23/2～27/2 の間 10 回実施。受講者数 483 名）

当会が行う「市民後見人養成講座」は、成年後見制度の概要、高齢者と消費者被害、障害者の身上監護、認知症の正しい理解、生活保護制度、相続と遺言など幅広い内容について、わかりやすく講義されています。このため、自ら市民後見人として第三者のために働きたいと願う方だけでなく、親族に後見を必要とする方、ご自身の将来のために勉強したいという方、社会福祉の仕事をしている方で成年後見について勉強したいなど様々な方が受講されています。

成年後見関連制度のご理解をいただくための学習講座として好評をいただいています。



<市民後見人養成講座の開催風景>

- ・ 専門実務研修の実施（平成 25－27 年度 30 時間コース 3 回実施、受講者数 142 名）  
市民後見人養成講座の修了者を対象に専門実務研修を 10 回コースで開催し、後見人の職務、後見人として守るべき倫理規範、後見申立てなどの実務、被後見人の財産管理上の留意事項、被後見人の収支プランの作成、介護保険とケアプランなどについて、修得するようにしています。また、所定の受講をした者の中で後見意欲を有する会員を、当会の相談員・後見事務担当者として登録し、その中から被後見人の環境・性格などを考慮し、適任者を選んで後見事務を担当させるシステムを採用しています。さらに後見事務担当者を対象として、実際に後見受任して生ずる問題に対しどのように対処するか先輩会員から指導したり、制度改正など最新情報をフォローするためのスキルアップ研修を行い、後見事務のレベルアップに努めています。

③成年後見に関する各種の無料相談・・我孫子支部、流山支部、鎌ヶ谷支部など

④法人としての成年後見の受任

⑤成年後見に関する申立て支援業務

<専門的なバックアップ体制>

- ★地域コミュニティ後見プロジェクト（本部、東京大学内）と連携しています。
- ★司法書士法人あすかフロンティア事務所と顧問契約を締結し、専門的な指導を受けています。
- ★我孫子あやめ法律事務所と顧問契約を締結し、困難事例にも適切に対応します。
- ★損害賠償責任保険に加入しています。

## 当会へのご入会とご利用のご案内

(1) 当会は、介護支援専門員・認知症ケア専門士・社会福祉士・介護福祉士など社会福祉関係者、臨床心理士・税理士・行政書士・社会保険労務士などの専門職、主婦、民生委員、企業OB、銀行OB、官庁OB、メーカー技術者OB、精神科病院勤務者、大学名誉教授など多彩な人材で構成されています。様々な経験を有する会員が協力しあって活動することによって当会の事業を発展させてきました。また、多彩な人材との交流により退職後もさらに研鑽を積み、人間として成長するとともに、社会の中で積極的な役割を果たすことができます。当会の活動を生きがいとしている会員は少なくありません。

(参考) 適切な運動、栄養、社会活動への参加の3要素を満たした人は、1要素も満たさない人に比べて死亡率が半減するとした推計を静岡県が行い、中でも社会活動への参加が大切なことが示されたとのことです。(日本経済新聞 2012年6月18日「長生きへ社会参加のすすめ」)

また、当会では、社会保障制度改革、相続、遺言、高齢者向け施設の現状、成年後見に関する信託等について、各種の講座や内部の勉強会を開催しているほか、委員会や支部会でも会員同士の積極的な情報交換を行っています。これらの行事に参加することにより、ご自身の今後の人生のあり方についても考えるきっかけや有益な情報を得ることができます。

退職後も社会参加をしつつ前向きに生きていきたいと考えておられる元気シニアの皆様、子育てを終え、より積極的に社会との関わりを深めたいと考えている主婦の皆様を初め、多くの市民の皆様がこの機会に当会に入会され、一緒に活動を進めていただければと存じます。

(2) 上記のように当会は多彩な人材で構成され、また、専門機関との連携により業務を行っています。ご自分やご家族のために成年後見制度の活用を検討されている皆様、どうぞお気軽に当会にご相談いただければと存じます。当会としても、皆様の後見をさせていただくことにより、さらに経験を積み重ね、一層大きな役割を果たせますことを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。



平成 26 年 6 月初版  
平成 27 年 1 月第 2 版  
平成 28 年 3 月第 3 版